

## 役員報酬規程

社会福祉法人くすの樹会の役員報酬について、次の通り定める。

### 役員報酬規程

第1条 理事会開催において、出席すべき役員が会議に出席した場合については、役員報酬を支払う。

2. 第1条1項における 会議に出席した場合 とは、開催場所を指定されて参集して行う会議への参加および、テレビ会議システム・Web 会議システムを利用して参加する場合のことをいう。

第2条 報酬については、源泉徴収を含み、出席1回毎に5,340円支払うものとし、その源泉税については、法人が預かり収めるものとする。

第3条 前項において理事会が、同日に複数回開催される場合、1回の理事会終了から2回目の会議開始までの間隔が2時間以内の場合は1回分とする。  
但し、同日の会議が、間隔をあけて開催され、且つ2回を超えて開催される場合は別途、報酬を支払うこととする。

第4条 理事会に出席するための交通費については、自家用車を利用した場合においても公共交通機関を使用したものとして、自宅から理事会開催地の最寄りの駅、又は乗り合いバス停留所までの、往復分の運賃を支払う。但し、公共交通機関のみを利用する場合は、公共交通機関を利用できない範囲において、乗合自動車等を利用した場合の交通費は実費を支払う。その場合は領収証を徴するものとする。

2. テレビ会議システム・Web 会議システムを利用して参加する場合において、法人内に設置された設備を使用して参加する場合は、自宅から設備所在地までの交通費を支払うこととし、その金額の算出方法は第4条1項に準ずる。

第5条 理事会開催にあたり、理事が法人職員の場合は、原則役員としての報酬は支払わない。

この規定は平成29年4月1日より適用する。

令和4年11月22日 一部改訂